

学位申請の手引き

令和5年度

産業医科大学大学院医学研究科
産業衛生学専攻 博士前期課程

0 目次

[付録 1] 医学研究科 産業衛生学専攻（博士前期課程）の全体図	1
[付録 2] 学位取得までのスケジュール	1

1. 履修計画

§ <u>フローチャート</u>	3
1-1. 指導教員の決定	4
1-2. 授業科目履修登録	4
1-3. 研究指導計画書（実施経過・実績報告書）の作成	4

2. 倫理審査

§ <u>フローチャート</u>	6
2-1. 倫理審査の手続き	7
2-1-1. 産業医科大学倫理委員会に倫理審査申請をする場合	7
2-1-2. その他の施設・機関の倫理委員会に倫理審査申請をする場合	7

3. 中間報告会

§ <u>フローチャート</u>	9
3-1. 修士論文中間報告会	10
3-1-1. 目的	10
3-1-2. 中間発表会の準備	10
3-1-3. 中間報告会当日	11
3-1-4. 評価	11
3-1-5. 中間報告会終了から公開審査まで	11
3-1-6. 備考	11

[付録 3] 中間報告会抄録フォーマット	12
----------------------	----

4. 修士論文テーマ提出から学位審査まで

§ <u>フローチャート</u>	14
4-1. 修士論文テーマの決定	15
4-2. 学位申請手続き	15
4-3. 審査委員会の設置と審査委員の選出	15
4-4. 修士論文公開審査	
4-4-1. 修士論文公開審査	15
4-4-2. 修士論文公開審査会の準備	15
4-4-3. 修士論文審査の方法	16
4-5. 最終試験	16
4-6. 最終判定	16
4-7. 学位審査	16
[付録 4] 修士論文公開審査会に関する確認事項	17
[付録 5] 大学院医学研究科 学位論文審査基準抜粋	17
[付録 6] 大学院医学研究科 ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）	17

付録. 各種書類等

- 研究指導計画書（実施経過・実績報告書）
- 中間報告会抄録フォーマット
- 修士論文テーマ届
- 学位申請書（様式第1号）
- 論文要旨（様式第2号）
- 承諾書（様式第3号）
- 学位論文に関する宣誓書（様式第4号）
- 論文審査終了報告書（様式第5号）
- 学位論文審査結果要旨（様式第6号）
- 最終試験結果要旨（様式第7号）
- 最終試験に対する回答（様式第8号）

[付録 1] 医学研究科 産業衛生学専攻（博士前期課程）の全体図

1 年次		2 年次		
共通科目		専門領域科目		学位申請 ・学位審査
研究計画 倫理審査	修士論文 中間報告会	研究実施 修士論文作成		産業衛生学 修士 学位授与

「共通科目」は、医学研究科共通科目と産業衛生学専攻共通科目、「専門科目」は、13 領域のうち 1 領域の科目を履修する。

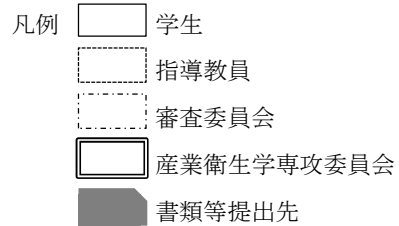
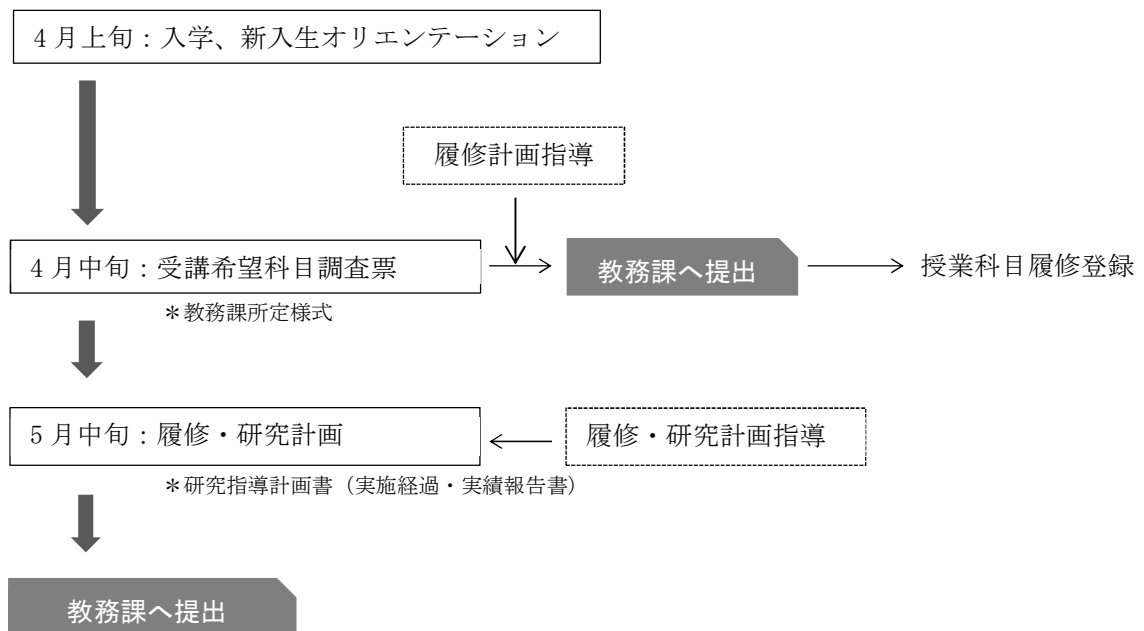
[付録 2] 学位取得までのスケジュール

※日程の詳細は、6 月中旬に通知

	主なスケジュール	提出書類等	様式	提出先	
1 年次	4月	入学 新入生オリエンテーション			
		履修計画指導 授業科目履修登録	受講希望科目調査票	教務課所定様式 教務課	
	5月	履修・研究指導	研究指導計画書(実施 経過・実績報告書)	教務課所定様式 教務課	
	10月	倫理審査申請 倫理審査	※本学倫理審査 HP 参照	大学所定様式	
		中間報告会	中間報告会抄録	教務課所定様式 教務課	
2 年次	5月	研究・論文作成の経過 確認・指導	研究指導計画書(実施 経過・実績報告書)	教務課所定様式 教務課	
	10月	修士論文テーマ提出	修士論文テーマ届	教務課所定様式 教務課	
	11月	学位申請に係る書類提出	学位申請書 学位論文(審査稿) 5部* 論文要旨 5部* 参考論文 5部* 承諾書 学位論文に関する宣誓書 *:書面およびデータで提出	様式第 1 号 様式第 2 号 ※必要時 様式第 3 号※必要時 様式第 4 号	教務課
	12月	修士論文公開審査会			
	2月	論文審査終了報告書 および学位論文(最終稿) 提出 合否判定	論文審査終了報告書 学位論文審査結果要旨 最終試験結果要旨 最終試験に対する 回答 学位論文(最終稿) 3部 論文要旨 3部 ※以上を書面およびデータ で提出	様式第 5 号 様式第 6 号 様式第 7 号 様式第 8 号 様式第 2 号	教務課
3月	学位記授与式				

§ <u>フローチャート</u>	3
1-1. 指導教員の決定	4
1-2. 授業科目履修登録	4
1-3. 研究指導計画書（実施経過・実績報告書）の作成	4

§ フローチャート



1-1. 指導教員の決定

指導教員は、学生の希望する研究領域により出願時に決定し、修士論文の作成に至るまで一貫した研究指導を行う。なお、その指導は、本学医学研究科カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）およびディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）、産業衛生学専攻修士論文作成要領、本手引きに基づき行う。

1-2. 授業科目履修登録

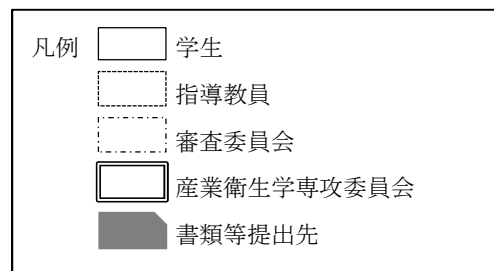
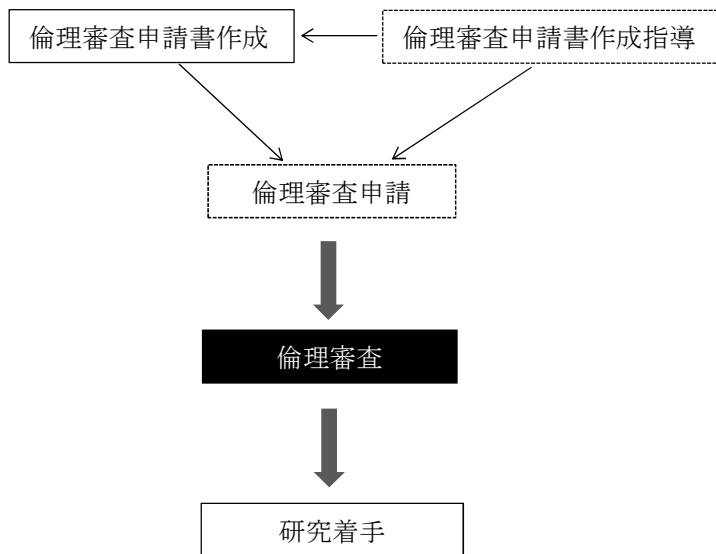
学生は、修了要件をふまえ必要な科目を選択し、「受講希望科目調査票」（教務課所定の様式）を1年次4月の所定の期日までに教務課大学院係に提出する。

1-3. 研究指導計画書（実施経過・実績報告書）の作成

希望する研究領域で学位を取得するにあたり、所定の単位を修得しなければならない。また、定めた修業年限に修了するためには、計画的に科目履修と修士論文作成を進める必要がある。このため、「研究指導計画書（実施経過・実績報告書）・教務課所定様式」を4月1日現在で指導教員と作成し、毎年5月の所定の期日までに教務課大学院係に提出する。

§ <u>フローチャート</u>	6
2-1. 倫理審査の手続き	7
2-1-1. 産業医科大学倫理委員会に倫理審査申請をする場合	7
2-1-2. その他の施設・機関の倫理委員会に倫理審査申請をする場合	7

§ フローチャート



2-1. 倫理審査の手続き

学生は、学位取得のために行おうとする研究の内容について、倫理的妥当性に関する審査（以下「倫理審査」という。）を受けなければならない。研究に必要な倫理については、厚生労働省「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」および「同ガイダンス」を熟読のこと。

なお、倫理審査の申請方法については、審査を受けようとする各施設・機関の手順を確認すること。

2-1-1. 産業医科大学倫理委員会に倫理審査申請をする場合

本学の倫理委員会は、原則として毎月第1水曜日に開催される。倫理審査の申請は、指導教員を申請者とし、所定の期日までに必要な書類（申請書様式は本学ホームページからダウンロード可能）を提出しなければならない。詳細については、本学ホームページ「倫理委員会の審査等に関する手順書」を参照のこと。

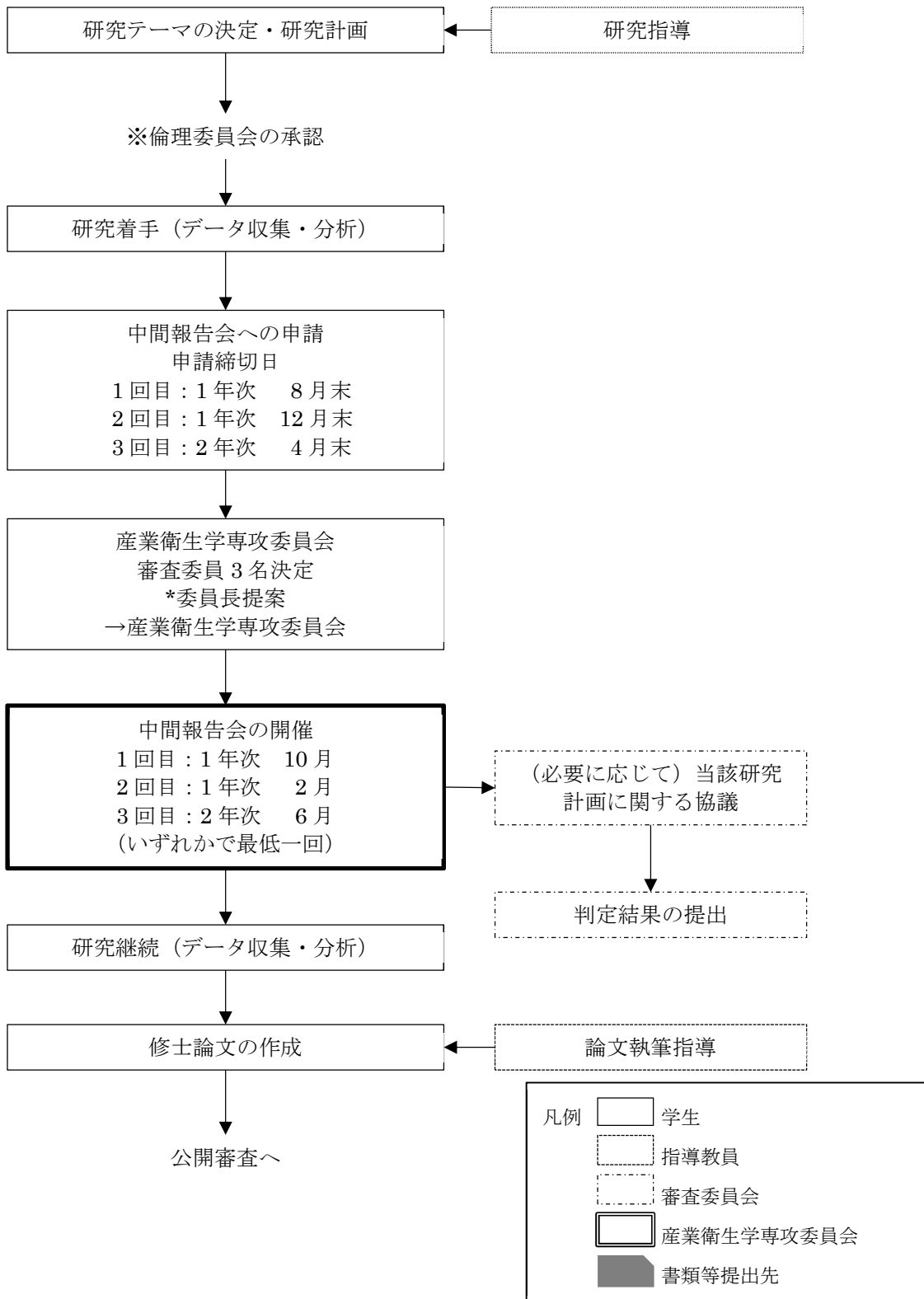
なお、倫理審査を申請する者は、ア. 本学で開催する倫理に関する講習会を受講していること、イ. APRIN eラーニングプログラム(CITI Japan)を受講していること、ウ. 本学利益相反委員会の承認を得ていることなどの条件があるため、受講日時や方法について事前に確認しておくこと。

2-1-2. その他の施設・機関の倫理委員会に倫理審査申請をする場合

研究データを収集する施設・機関において倫理審査が必要な場合は、各施設・機関の倫理審査申請方法に基づき行う。

§ <u>フローチャート</u>	9
3-1. 修士論文中間報告会.....	10
3-1-1. 目的.....	10
3-1-2. 中間発表会の準備.....	10
3-1-3. 中間報告会当日.....	11
3-1-4. 評価.....	11
3-1-5. 中間報告会終了から公開審査まで.....	11
3-1-6. 備考.....	11
[付録3] 中間報告会抄録フォーマット.....	12

§ フローチャート



3-1. 修士論文中間報告会

学位取得のために行おうとする研究テーマは、1年次10月、2月、あるいは2年次6月に開催される修士論文中間報告会のいずれかにおいて、研究計画の審査のための中間報告を行うものとする。

3-1-1. 目的

博士前期課程の論文審査を「学位論文=Dissertation」形式で審査するにあたり、審査委員選出から公開審査会（本審査）まで期間や質疑応答の時間が短く、十分に議論することが難しい現状がある。中間報告会、学生、指導教員、審査者間で研究計画を確認し、当事者間での共通理解を高めることを目的とする。

3-1-2. 中間発表会の準備

ア. 開催日程

中間報告会は2年間で3回（1年次10月、2月、2年次6月）公開にて行うものとする。詳細な日程は、産業衛生学専攻委員会で決定次第、学生に連絡する。

イ. 申請

中間報告会の申請は中間報告会の開催月の前々月末日（1年次8月末、12月末、2年次4月末）までとする。学生は、中間報告会抄録（別紙）を作成し、必要に応じて研究倫理申請書、倫理審査結果通知書を添えて、教務課に提出する。（産業医科大学倫理委員会への申請および承認が必要である。）

学生は最終審査までに、いずれかで最低一回は研究計画の評価を受けなければならないため、指導教員は、責任をもって学生の申請状況を確認する。研究計画の大幅な変更が必要となった場合は、次回以降に再度評価を受けることを可とする。

ウ. 主査・副査の決定

中間報告会への申請が行われた翌月に、委員長が当該研究課題を担当する主査・副査候補を提案し、産業衛生学専攻委員会で決定を行う。

エ. 発表方法

発表時間10分以内、質疑15分程度とし、専攻委員会メンバー参加による学会形式のプレゼンテーション形式の一斉開催とする。博士前期課程では、研究と論文作成のプロセスを学ぶ場であり、研究の結果がネガティブデータであっても十分に意味がある。博士前期課程は、必ずしも新規性だけを問うものではなく、原著論文としての発表も必須として課してはいない。そういった背景を理解し、学生、指導教員、審査委

員は中間報告会に臨むように心がける。

3-1-3. 中間報告会当日

中間報告会における主査・副査の役割は、学生の研究の進捗確認し、参考意見を示すことである。報告会で、研究の方針転換を強いるような意見は避ける。研究の趣旨や計画などに関する意見の相違があった場合は、別途、指導教員と審査委員とで協議を行ったうえで、指導教員が学生を指導する。

3-1-4. 評価

中間報告会による評価は、研究課題や計画の良否をつけるものでなく、学生の研究進捗に係る内容に重点を置く。科学的妥当性、公平性、公正性を保った報告会が行われることを期待する。

中間報告会による評価結果は、主査より専攻委員会に報告する。

3-1-5. 中間報告会終了から公開審査まで

公開審査への申請は、中間報告会での発表が完了していることが要件となる。学生の研究や論文の指導は、指導教員が行うことが前提であり、審査委員から学生への過度な指導は避ける。ただし、学生から審査委員への相談は構わないが、審査者に負担がない程度の必要最小限とする。

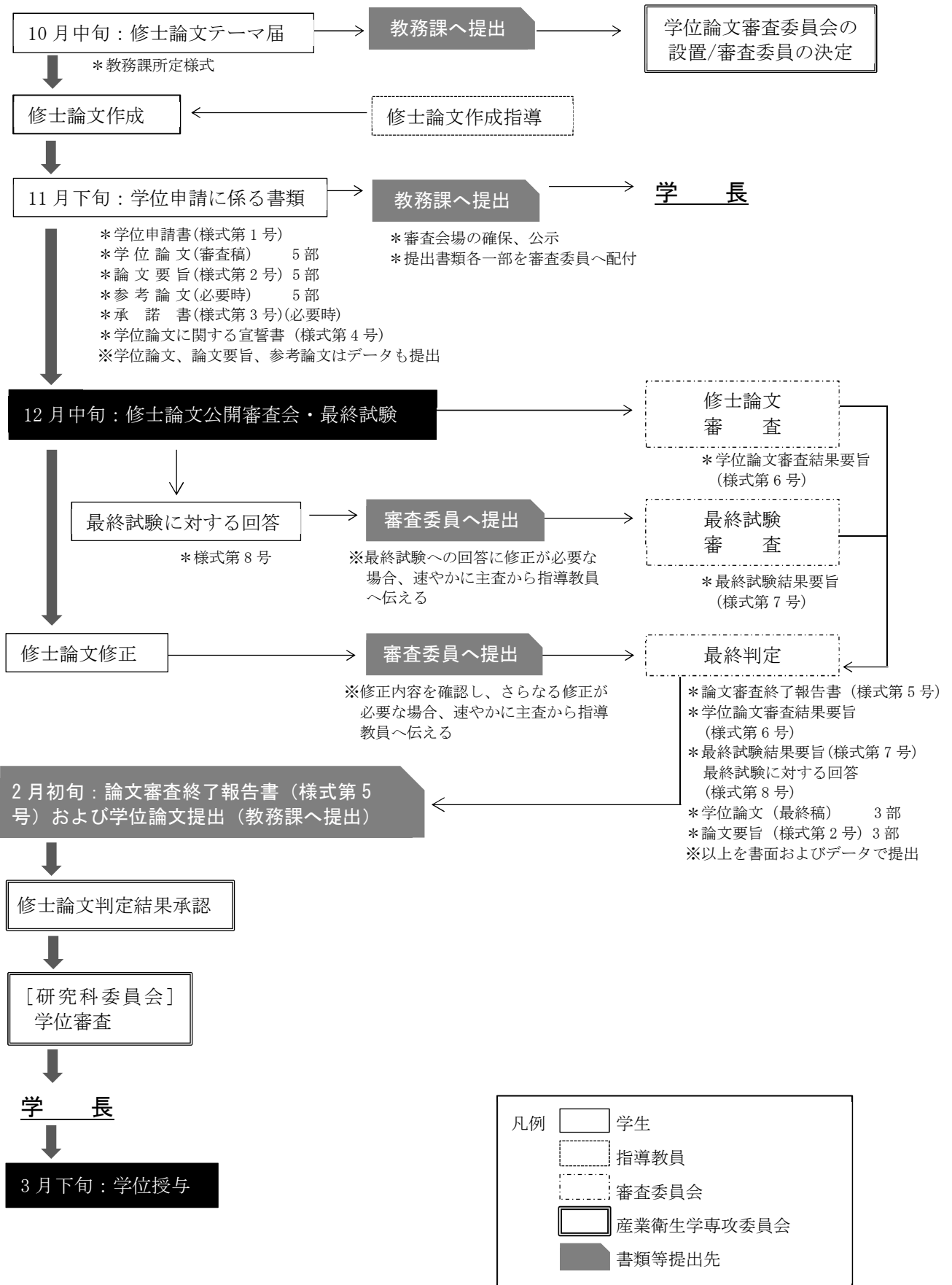
3-1-6. 備考

中間報告会に臨むにあたって、研究倫理を理解しておく必要がある。本学の研究倫理審査は大学専従教職員が申請することとなっており、その申請は基本的には指導教員が行う。学生が中心となる研究計画の際には、指導教員が申請する際に、学生が主たる説明者としての研究倫理審査を受審することもよい。自ら受審しない場合は、倫理審査研究計画書の内容を指導教員と共に確認し、指導を受ける。また、学位論文は、研究計画が適切で論理的一貫性があることも審査するので、倫理審査研究計画書と中間発表の抄録と整合性を十分に確認する。

4 修士論文テーマ提出から学位審査まで

§ <u>フローチャート</u>	14
4-1. 修士論文テーマの決定	15
4-2. 学位申請手続き	15
4-3. 審査委員会の設置と審査委員の選出	15
4-4. 修士論文公開審査	
4-4-1. 修士論文公開審査	15
4-4-2. 修士論文公開審査会の準備	15
4-4-3. 修士論文公開審査の方法	16
4-5. 最終試験	16
4-6. 最終判定	16
4-7. 学位審査	16
[付録 4] 修士論文公開審査会に関する確認事項	17
[付録 5] 大学院医学研究科 学位論文審査基準抜粋	17
[付録 6] 大学院医学研究科 ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）	17

§ フローチャート



4-1. 修士論文テーマの決定

学生は、学位取得のために行おうとする研究テーマについて「修士論文テーマ届・教務課所定様式」を作成し、指導教員の署名・捺印のうえ、2年次10月の所定の期日までに産業衛生学専攻委員会に1部提出する（提出先は教務課大学院係。原則として、郵送、Fax、メール、代理人による提出は不可）。

4-2. 学位申請手続き

学生は、「学位申請書・様式第1号」、「学位論文5部」（以下、審査稿という。修士論文作成要領参照）、「論文要旨・様式第2号5部」、「参考論文（必要がある場合）5部」、「承諾書・様式第3号（必要がある場合）」、「学位論文に関する宣誓書・様式第4号」を作成し、指導教員の署名・捺印のうえで、2年次11月の所定の期日までに産業衛生学専攻委員会に提出する（提出先は教務課大学院係。原則として、郵送、Fax、代理人による提出は不可）。なお、「審査稿」、「論文要旨」、「参考論文」については、データも教務課に提出する（送付先は教務課大学院係〈kyomu@mbox.pub.uoeh-u.ac.jp〉）。

4-3. 審査委員会の設置と審査委員の選出

学位論文の審査は、産業衛生学専攻委員会が設ける修士論文審査委員会（以下「審査委員会」という。）において行う。

審査委員会は、各論文ごとに産業衛生学専攻委員会において互選する3名（指導教員を除く。）の審査委員をもって組織する。審査委員の互選により、1名を主査とし、他を副査とする。

審査委員会は、必要と認めるときは、指導教員又は本学医学研究科医学専攻および看護学専攻の教員の協力を得ることができる。

4-4. 修士論文公開審査

4-4-1. 修士論文公開審査

学位申請に係る書類を提出した学生は、当該研究結果について審査委員会の審査を受けなければならない。

審査委員会は、研究結果の妥当性などの確認のため、修士論文公開審査会を開催する。

公開審査会は、学生による研究成果の発表および質疑応答をもって行う。

4-4-2. 修士論文公開審査会の準備

学生は、研究成果発表の準備を行う。

指導教員は、修士論文発表の指導および公開審査会開催に向けての準備を行う。

教務課は、審査会場を確保し、原則、開催2週間前までに大学院構成講座等に公開審査会の公示および申請者に通知を行う。また、学生から提出された学位申請に係る書類のうち、「審査稿」、「論文要旨」、「参考論文（提出があれば）」を1部ずつ審査委員会および指導教員に配付する。併せて、そのデータを産業衛生学専攻委員会委員あてにメール送付する。

4-4-3. 修士論文審査の方法

修士論文公開審査会終了後、審査委員会は、学位論文審査基準に基づき修士論文の審査を行う。審査結果は、「学位論文審査結果要旨・様式第6号」に記載する。

4-5. 最終試験

修士論文公開審査の後、審査委員会による最終試験を行う。最終試験は、学位論文審査基準に基づき口頭又は筆記により行う。

学生は、最終試験の後、「最終試験に対する回答・様式第8号」を作成し、速やかに提出する（提出先は審査委員会）。

審査委員会は、「最終試験に対する回答」が提出されたら直ちに学位論文審査基準に基づき審査を行う。審査結果は、「最終試験結果要旨・様式第7号」に記載する。なお、回答に修正が必要な場合は、速やかに指導教員へ伝える。

4-6. 最終判定

学生は、審査稿に審査過程での補訂を加え、最終提出用の修士論文（以下、最終稿という。「修士論文作成要領」参照）を作成し、最終判定を受けなければならない（提出先は審査委員会）。

審査委員会は、学生から最終稿が提出されたら、直ちに学位論文審査基準に基づき最終判定を行う。なお、必要があれば、最終判定前に修正を求めることができる。判定結果は、主査が「学位論文審査結果要旨・様式第6号」に記載し、2月の所定の期日までに「論文審査終了報告書・様式第5号」、「最終試験結果要旨・様式第7号、最終試験に対する回答・様式第8号」、「最終稿および論文要旨・様式第2号3部」を添えて、書面およびデータで産業衛生学専攻委員会へ提出する（提出先、送付先は教務課大学院係<kyomu@mbox.pub.uoeh-u.ac.jp>）。

なお、「最終稿および論文要旨3部」については、審査委員会の了承のうえ、学生から提出してもよい。（提出先は教務課大学院係。原則として、郵送、Fax、代理人による提出は不可）。これをもって最終論文とし、以降の補訂は認めない。

4-7. 学位審査

産業衛生学専攻委員会は、産業医科大学学位規程第11条に拠り、審査委員会から提出された「論文審査終了報告書・様式第5号」、「学位論文審査結果要旨・様式第6号」、「最終試験結果要旨・様式第7号、最終試験に対する回答・様式第8号」に基づき最終判定の可否の決定を行い、研究科委員会を経て、学長に報告する。

学位論文および最終試験の合格又は不合格は、研究科委員会において審査し、学長が決定する。

[付録 4]

[修士論文公開審査会に関する確認事項] H29 年度 産業衛生学専攻委員会承認

1. 申請者 1 人あたり 30 分（発表 15 分以内、質疑応答と併せて 30 分）、入れ替え等 10 分の配分時間にて開催する。
2. 申請者、産業衛生学専攻会委員以外も、聴講者として参加してよい。
3. 申請者が記録のために録音する。
4. 指導教員または申請者は、必要があれば、公開審査会の記録としてビデオ収録を行う。

[付録 5]

[大学院医学研究科 学位論文審査基準抜粋]

令和 2 年 4 月 1 日公表

1. 学位論文審査体制
各専攻審査委員会（主査 1 名、副査 2 名以上）が、学位論文審査基準に基づき、公開審査会において論文の審査及び最終試験（試問）を行い、論文審査結果の要旨及び最終試験（試問）結果の要旨を作成する。学位審査の最終的な合否判定は、各専攻委員会、大学院医学研究科委員会を経て、学長が最終決定を行う。
2. 学位論文審査基準（修士論文）
 - ① 研究目的の適切性
産業衛生学分野または看護学分野の基礎的知識及び専門に関連する知識に基づき、適切性を有する研究である。
 - ② 研究方法・倫理観
研究計画、研究方法が適切な論証性・倫理性を備えて推進・実施されている。
 - ③ 結果の提示と考察
研究成果、考察が論理的に説明されている。
 - ④ 学術的、社会的意義
研究の学術的あるいは社会的位置付けが明示され、研究の発展に寄与・貢献できる。

[付録 6]

[大学院医学研究科 ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）] 令和 2 年 4 月 1 日公表

産業衛生学専攻（博士前期課程）では、本研究科の規定する修業年限以上在学し、次に示す高度な学識及び研究能力を身につけるとともに、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文審査及び最終試験に合格した者に修士（産業衛生学）の学位を授与する。

1. 産業衛生学分野の基礎的知識及び専門に関連する知識を修得している。
2. 学術的意義、新規性、創造性等を有する研究について、倫理性を備えて推進・実施できる。
3. 研究成果を論理的に説明できる。
4. 国際学術分野で通用するグローバルな能力を有する。
5. 生涯にわたり真理を追究する探求心を持ち、研究分野の発展に寄与・貢献できる。